

第3部

景観資源等の保全・活用の方針

第7章 眺望景観の保全・創出

千代田区固有の景観をつくりだしてきた眺望景観の特長を際立たせるために、眺望景観の保全・創出に向けた方針を定めます。

7. 1. 眺望景観保全・創出の考え方

7.1.1. 眺望景観の保全・創出の考え方

- 千代田区の景観は、皇居の豊かな緑、濠や川等の水辺に加えて、城郭御門、見附跡等の江戸期の遺構や、東京駅、国会議事堂、震災復興橋梁等の近代以降の歴史的建造物といった多様な景観要素から構成されています。これらの要素は、武蔵野台地の起伏のある地形とあいまって、濠端の眺めや国会議事堂を正面に望むアイストップ・ヴィスタ景等の優れた眺望景観を創り出しています。これらの眺めは、古くは名所図会や錦絵等に描かれる等、千代田区固有の景観として、区民のみならず、広く国民にも親しまれているところです。
- 千代田区固有の重要な眺望景観を際立たせると同時に、新たな魅力を有する眺望景観の創出を図るために、具体的な眺望景観（地点と対象）の選定を行い、保全・創出の方針を定めます。

7.1.2. 眺望景観選定の考え方

- 千代田区の都市構造や景観の特徴を踏まえ、眺望景観の選定を行います。眺望地点としては、基本的にパブリック・アクセスを可能とする公共性の高い場所を対象とします。
- 区民や来街者など、多くの人々が魅力を感じる優れた眺望景観のうち、「千代田区の歴史的特徴や自然的な特性（地形、水辺、緑）を視覚的に感じるることができる眺め」を有する場所を選定します。

7.1.3. 特別眺望景観の指定

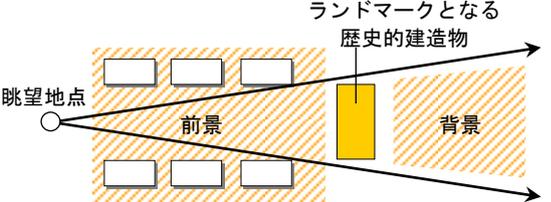
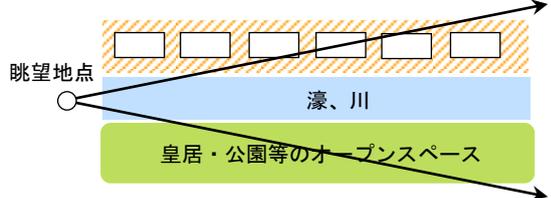
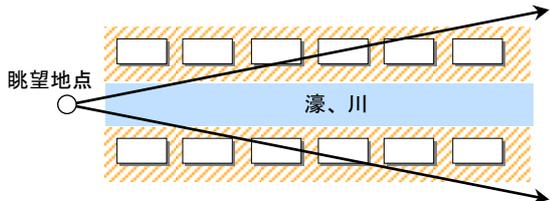
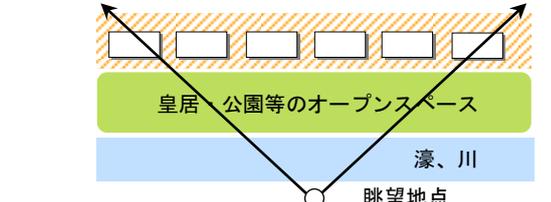
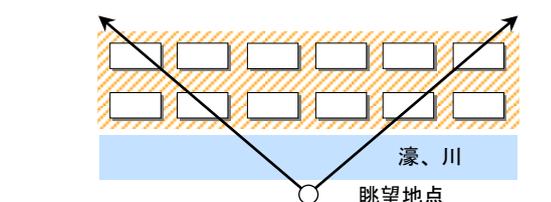
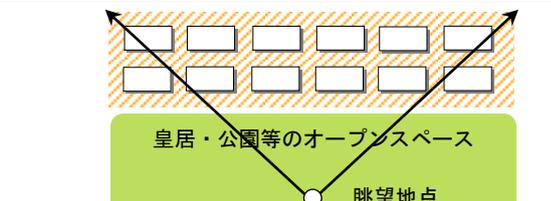
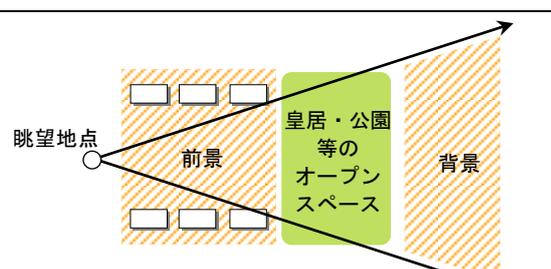
- 眺望景観のうち、千代田区を代表するランドマーク（東京駅丸の内駅舎・国会議事堂等）の眺望景観を保全する必要があるものについては、特別眺望景観として指定します。
- 特別眺望景観ごとに、眺望地点からの見え方の特徴を踏まえ、建築物の高さや形態意匠に係る事項を定め、景観形成基準（景観法第8条第2項第2号に基づく基準）として、位置づけます。

7. 2. 眺望景観の保全・創出の方針

- 千代田区における眺望景観は、その特性により、下表の5つに大別できます。
- これらの眺望景観類型ごとに眺望景観の保全・創出の方針を定めます。

■眺望景観の類型及び眺望景観の保全・創出の方針

類型	特徴	眺望景観の保全・創出の方針
類型A ランドマークへの眺め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前景を構成する建造物・樹木等の誘導 ・ ランドマークの背景に位置する建築物の誘導 	●わが国の近代化の過程で、首都東京の象徴性を意図して造られた東京駅丸の内駅舎や国会議事堂等の歴史的建造物を正面に望む眺めを保全、強調する。
類型B 橋から濠・川の眺め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濠・川沿いに立地する建造物の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●濠端や川沿いの歴史性と格調ある景観を継承するために、濠・川の水面と石垣、緑から構成される旧江戸城の歴史的遺構を維持・保全するとともに、濠・川の水と緑と調和した開放的な見通し景を保全、強調する。 ●濠、川の突き当りにある建造物を正面に望む眺めを保全、強調する。
類型C 対岸への眺め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皇居等の背景に位置する建造物の誘導 ・ 濠・川沿いに立地する建造物の誘導 	●濠・川沿いの歴史性と格調ある景観を継承するために、濠・川と皇居等の緑を維持・保全するとともに、濠・川沿いの緑を望む広がりのあるパノラマ景観を保全、強調する。
類型D 皇居・公園等からの眺め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前景を構成する皇居・公園等の背景に位置する建造物の誘導 	●皇居・公園等のオープンスペースにおける開放的な景観を継承するために、皇居・公園等と調和した開放的なパノラマ景を保全、強調する。
類型E 皇居・公園等への眺め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前景を構成する建造物・樹木等の誘導 ・ 皇居・公園等の緑の背景に位置する建造物の誘導 	●オープンスペースを囲んで互いに背景となることを意識して全体での調和を保全、強調する。

概念図	眺望現況（事例写真）
<p>ランドマークとなる 歴史的建造物</p>  <p>眺望地点</p> <p>前景</p> <p>背景</p>	 <p>【国会前交差点から国会議事堂】</p>
 <p>眺望地点</p> <p>濠、川</p> <p>皇居・公園等のオープンスペース</p>	 <p>【桜田門前から国会議事堂】</p>
 <p>眺望地点</p> <p>濠、川</p> <p>皇居・公園等のオープンスペース</p>	 <p>【お茶の水橋から神田川】</p>
 <p>眺望地点</p> <p>濠、川</p> <p>皇居・公園等のオープンスペース</p>	 <p>【千鳥ヶ淵交差点附近から千鳥ヶ淵】</p>
 <p>眺望地点</p> <p>濠、川</p> <p>皇居・公園等のオープンスペース</p>	 <p>【外濠通りから弁慶濠】</p>
 <p>眺望地点</p> <p>皇居・公園等のオープンスペース</p>	 <p>【皇居外苑から大手町・丸の内】</p>
 <p>眺望地点</p> <p>前景</p> <p>皇居・公園等のオープンスペース</p> <p>背景</p>	 <p>【行幸通りから皇居の森】</p>

第8章 景観資源の保全・活用

8. 1. 景観資源の保全・活用の考え方

地域の特徴的な景観をつくりだしてきた建造物や樹木を、地域の景観資源として積極的に保全・活用していくために、景観まちづくり重要物件制度や景観重要建造物・樹木制度等を活用していきます。

8.1.1. 景観資源の保全・活用の考え方

- 千代田区では、多種多様な建造物や樹木がまちに存在し、これらの建造物や樹木の中には、長い歳月を経て、人々に親しまれ、固有の景観をつくり出してきたものがあります。こうした景観上重要な建造物や樹木を、地域固有の景観資源として積極的に保存していくとともに、そのための支援を実施していきます。
- 景観資源とは歴史的・文化的価値があるものだけでなく、新しく建築される建造物にも優れた景観資源になりうるものがあります。景観上優れた建造物については、積極的に景観資源として評価し、位置づけていきます。
- 景観資源を活かすために、その周辺の建築物等も併せて景観誘導することが必要です。このためには、景観資源を中心に周辺を含めて具体的なルールを策定し、景観形成へとつなげていきます。

8.1.2. 景観資源の保全・活用の方法

- 各種制度を活用することにより建造物や樹木等の保全・活用を図っていきます。
- 指定された歴史的建造物等については、保全・活用に必要な技術的支援等を行います。

8. 2. 景観資源保全制度の指定方針

8.2.1. 景観まちづくり重要物件の指定の方針

- 景観上重要であると認められる建築物や工作物、また区民等の活動により景観まちづくりに寄与している建築物を千代田区景観まちづくり条例に基づく「景観まちづくり重要物件」として指定します。デザイン等を工夫し、千代田区の景観まちづくり貢献している建築物等については、区の広報媒体を利用して周知していきます。
- 指定した建築物等の保存工事を行う際には、専門家の派遣や工事費の一部を助成するなど積極的な支援を行います。

8.2.2. 景観重要建造物の指定の方針(景観法第8条第2項第3号の規定に基づく景観重要建造物の指定の方針)

- 道路その他公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を「景観重要建造物」に指定します。
 - ・ 区民等に親しまれ、地域のシンボルやランドマークとなっている建造物
 - ・ 貴重な歴史的建造物や現代建築を代表する等、将来的に価値があると考えられる建造物
 - ・ 景観まちづくり重要物件に指定された建造物

8.2.3. 景観重要樹木指定の方針(景観法第8条第2項第3号の規定に基づく景観重要樹木の指定の方針)

- 道路その他公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を「景観重要樹木」に指定します。
 - ・ 都市に潤いを与え、ゆとりと潤いのネットワークの形成に寄与する樹木
 - ・ 社寺の緑など歴史的景観を構成する樹木
 - ・ 区民等に親しまれ地域のシンボルとして認識される樹木

■景観資源保全に関する各種制度の概要

制度名	対象	指定に伴う制限内容
重要文化財 (文化財保護法)	・有形文化財のうち重要なもの。	・現状変更等を行う場合、文化庁長官の許可が必要。 ・所有者・管理者は管理義務発生。
登録有形文化財 (文化財保護法)	・重要文化財以外の有形文化財のうち、文化財としての価値にかんがみ保存・活用の措置が特に必要とされるもの。 ・建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、原則建設後50年経過し、かつ、(1)国土の歴史的景観に寄与しているもの(2)造形の規範となっているもの(3)再現することが容易でないもの	・現状を変更しようとする場合、30日前までに文化庁長官に届出。 ・所有者・管理者は管理義務発生。 ・文化庁長官は現状変更に関し指導、助言、勧告が可能。
景観重要建造物 (景観法)	・景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物。	・増築、除却等にあたって、景観行政団体の長の許可が必要。 ・所有者・管理者は管理義務発生。 ・原状回復命令可能。
景観まちづくり重要物件 (千代田区景観まちづくり条例)	・建築物、工作物その他の物件で景観まちづくりに上重要であると認めるもの。	・所有者等は保存に努める。
都選定歴史的建造物 (東京都景観条例)	・歴史的な価値を有する建造物で原則、建設後50年経過し、東京における良好な景観の形成を推進する上で重要なもの。	・現状変更等を行う場合、都知事への届出が必要。 ・所有者等は保存に努める。
景観重要樹木 (景観法)	・景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木。	・伐採、移植には、景観行政団体の長の許可が必要。 ・所有者・管理者は管理義務発生。 ・原状回復命令可能。

第9章 公共施設の景観整備

9. 1. 公共施設の景観整備の考え方

道路、公園、河川は江戸期以来の歴史的な蓄積によって形づくられてきたものであり、千代田区の景観の骨格を成していることから、景観重要公共施設への指定や管理主体・部局との積極的な協議・調整により適切に整備していきます。

- 千代田区においては、江戸期以来我が国の中心地として、インフラ整備が集中的に行われてきたために、都市景観の骨格を形成している道路、公園、河川が数多く存在しています。
- そこで、景観形成上、特に重要な施設は、①施設の歴史的・文化的価値、②施設が地域の景観にもたらす影響、③観光ルートとの関連、④地区計画等の景観形成に向けた取り組みの有無等に留意し、施設管理者との協議をした上で景観法に基づく景観重要公共施設に指定します。
- 景観重要公共施設は、施設管理者と協議しながら、その整備に関する事項を定め、積極的に保全、整備を図っていきます（景観法第8条第2項第4号ロ）。

9. 2. 景観重要公共施設

(景観法第8条第2項第4号口に基づく「景観重要公共施設の整備に関する事項」)

- 本計画においては、下表に示すように景観重要公共施設を位置づけて、整備に関する事項に基づいて適切に景観整備を図っていきます。

■景観重要公共施設の整備に関する事項

種類	景観重要公共施設	管理者	整備に関する事項
景観重要道路	行幸通り（特例都道404号：皇居前東京停車場線）	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○東京駅丸の内駅舎前の広場から皇居に向かう行幸通りは、皇室の公式行事や外国大使の信任状捧呈の車列に使われる由緒ある道路であり、その周辺の建物とともに、日本を代表する空間を形成している。 ○「東京駅丸の内口周辺トータルデザインガイドライン」を遵守することにより、創建当時に復元された丸の内駅舎、交通広場、周辺建物などと調和した整備を行い、首都東京の顔となる、風格のある景観を保全・形成する。
	千鳥ヶ淵緑道（区道231号）	千代田区	<ul style="list-style-type: none"> ○千鳥ヶ淵緑道は、市区改正道路として整備された遊歩道であり、現在は桜の名所となっている。 ○沿道の桜を保全し、利用者・来訪者にとってゆとりのある快適な歩道の維持・管理活用を行う。 ○「北の丸公園周辺整備構想」に従い、維持・管理活用を行う。
	代官町通り（区道229号）	千代田区	<ul style="list-style-type: none"> ○「皇居周辺道路景観整備計画」の基本方針に従って、より皇居周辺を区民等に親しまれる、ゆとりのある格調高い空間となるよう、保全を行う。 ○「北の丸公園周辺整備構想」に従い、維持・管理活用を行う。
	内堀通り（国道20号、国道1号、都道401号、都道301号、都道302号）	国土交通省 東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○「皇居周辺道路景観整備計画」の基本方針に従って、より皇居周辺を区民等に親しまれる、ゆとりのある格調高い空間となるよう、整備・保全を行う。
景観重要公園	皇居外苑	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○皇居外苑は、昭和24年に旧皇室苑地の一部が国民公園として開放されたものである。クロマツ林と芝生広場が特徴的な皇居外苑地区、森林公園として整備された北の丸地区、皇居を取り巻く濠などの皇居外周地区、英国大使館に面する半蔵門地区に大別される。 ○特別史跡江戸城跡としての歴史的景観を後世に引き継ぐため、管理運営の方針に基づき、樹木の育成、濠の水質保全、石垣や歴史的建築物の保全、改修等に取り組み、歴史的な景観の保全を図る。江戸城跡としての歴史的景観を後世に引き継ぐために、濠の水質保全、石垣や歴史的建造物の保全等を行う。
	日比谷公園	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○日比谷公園は、日本初の洋風近代式公園として明治36年に開園した、100年の歴史をもつ公園である。 ○「日比谷公園マネジメントプラン」の改修・再整備方針に基づき、公園基盤の改修や再整備にあたっては、基本的に開園当時の地割を踏まえた整備を行い、東京のシンボリック公園としての魅力の向上及び観光資源となる景観の形成を図る。 ○「日比谷公園ランドデザイン」を踏まえ、将来像の実現に向けて取り組む。

種類	景観重要公共施設	管理者	整備に関する事項
景観重要公園	千鳥ヶ淵公園	千代田区	○桜の名所でもある千鳥ヶ淵公園は、半蔵濠と英国大使館の間に位置する公園であり、内濠の水と緑のネットワークの一端を担っている。 ○皇居の緑、お濠の潤いを周辺市街地へと導くことにより快適な生活環境を創出する。また、千鳥ヶ淵緑道との回遊性を高め、相乗的に魅力の向上を図る
	外濠公園	千代田区	○特別史跡江戸城外堀跡としての歴史的景観を後世に引き継ぐため、「保存管理計画書」に基づき、濠と土手によるダイナミックな地形を顕在化させ、眺望地点周辺の整備等を通して外濠の規模を体感できる空間形成を図る。
	九段坂公園	千代田区	○「北の丸公園周辺整備構想」に従い、整備・維持・管理活用を行う。
景観重要河川	神田川（日本橋川などの支川を含む）	東京都	○神田川は、高密度に市街化が進んだ東京を東西に横断する貴重なオープンスペースである。 ○「神田川流域河川整備計画」に基づき、親水拠点や沿川緑化などの整備を進め、骨格的な水と緑による景観のネットワークを形成する。

■景観重要公共施設の位置図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30都市基交著第44号

第10章 屋外広告物の景観誘導

10. 1. 屋外広告物の表示等に関する考え方

屋外広告物は、建築物等と同様に街並み景観や眺望景観に大きな影響を与える要素です。千代田区の風格ある都心景観を形成するために、屋外広告物の誘導を図ります。

- 屋外広告物は、建築物や工作物などと同様に、街並み景観や眺望景観に大きな影響を与える重要な要素です。屋外広告物は、景観に個性やにぎわいを与える一方で、風格や落ち着きを損なう場合もあります。
そのため、東京都屋外広告物条例第19条で規定する「景観又は風致を害するおそれのある広告物」とならないよう、地域の特性に合わせて景観誘導方針等を策定して、屋外広告物の表示や掲出について景観誘導を行っていきます。
また、景観計画に指定する内容を東京都屋外広告物条例に反映する制度や地区計画等の制度を活用し、地区ごとの景観特性を活かした屋外広告物の誘導を図ります。
- 東京都景観条例「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」に基づく事前協議案件は、千代田区と東京都との連携を図ります。

10. 2. 屋外広告物の表示等の制限

（景観法第8条第2項第4号イに基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項）

屋外広告物の設置を行う際に、景観上配慮すべき事項を屋外広告物の景観誘導方針として示します。

10.2.1. 区全域の景観誘導方針

- 屋外広告物の設置を行う際に景観上配慮すべき事項として、区全域に共通する屋外広告物の景観誘導方針を示します。

■屋外広告物の景観誘導方針（区全域）

区全体の目標	景観誘導方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物等を含め、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するように、大きさ、形態・意匠、色彩等に配慮する。 ・ 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、広域的に影響が及ばないように、大きさ、形態・意匠、色彩等に配慮する。
目標1 歴史を活かす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨格軸となる道路や主要な結節点の周辺においては、道路や結節点を引き立てるように、大きさ、形態・意匠、色彩等に配慮する。 ・ 歴史的な建造物※等の景観資源の周辺においては、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す街並みと調和するように、大きさ、形態・意匠、色彩等に配慮し、できるだけ目立たないようにする。 ・ 眺望の影響範囲においては、眺望を損なわないように大きさ、形態・意匠、色彩等に配慮する。特に屋上や建物の高層部にはできるだけ設置しないようにするとともに、設置する場合は皇居周辺の眺望点から見えない位置に設置する。
目標2 水辺と緑を活かす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺や公園、緑地の周辺においては、水辺や緑、地形、並木等と調和するよう、大きさ、形態・意匠、色彩等に配慮する。
目標3 境界の個性を活かす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や境界の特性を踏まえながら、周囲の街路景観になじむように、大きさ、形態・意匠、色彩等に配慮する。 ・ 旧美観地区や風致地区などでは、自主規制等を含め、多くの事業者の協力と連携の蓄積を尊重するとともに、風格ある景観や風致を損なわないように、大きさ、形態・意匠、色彩等に配慮する。
目標4 わかりやすく快適な街をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する建物や通りを挟んで向かい合う建物と調和するように、大きさ、形態・意匠、色彩等に配慮する。 ・ 信号やサインへの視認を妨げないように、大きさ、形態・意匠、色彩等に配慮する。
目標5 首都としての美しさを創出する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原色や彩度の高い色は局部的、限定的に用いる。 ・ 過度な装飾の使用は避ける。 ・ 1つの建築物に設置する広告物はできるだけ集約化させる。

※歴史的な建造物等とは、千代田区景観まちづくり条例に基づく「景観まちづくり重要物件」や景観法に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」、文化財保護法に基づく「重要文化財」「登録有形文化財」のこと。

10.2.2. 東京都景観条例に基づく事前協議案件の景観誘導方針

- 東京都景観条例「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」に基づく事前協議案件は、千代田区と東京都との連携が可能となるよう、区との事前相談を計画の早い段階で行うこととします。

■大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。 ・ 不快なまぶしさを生じさせないよう、周辺環境に応じて適切な輝度を設定する。 ・ 建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分（人工地盤やデッキなどがある場合は、周囲の状況により個別判断する。）に設置する広告物は、以下に掲げる基準に適合するものとする。ただし、壁面に設置する広告物について、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると認められる場合は、この限りでない。 ・ 建築物の窓面の内側から広告物及びこれに類するものを表示しない。 ・ 建築物の壁面に設置する広告物（以下「壁面広告物」という。）は、自社名、ビル名、店名又は商標を表示するものに限る。 ・ 壁面広告は、光源を使用する場合は、白色系とする。ただし、光源が点滅しないものに限る。 ・ 壁面を使って投射する広告は使用しない。 ・ ビル名の文字などを表示する壁面広告は、高さを3m以下、長さをおおむね壁面幅の1/3以下とする。

10.2.3. デジタルサイネージ等の新たな屋外広告物の景観誘導方針

- 近年、技術革新により「光や動きがある広告物」の普及が進んでおり、千代田区内においても、デジタルサイネージは一部の地域で普及しています。

デジタルサイネージは、災害時に誘導サインとして活用できるなど、自由度の高い利用が特徴で、今後さらなる普及が想定されます。ただし、文字や映像が動く広告物のため、通常の屋外広告物以上に街並みや夜間景観に与える影響は大きく、さらに付随する音声についても、周辺環境への影響が懸念されます。

このため、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加え、次表のとおり屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基準を定めます。

■デジタルサイネージ等に係る景観誘導方針

景観誘導方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧美観地区（屋外広告物禁止除外区域を除く）、風致地区では、原則、デジタルサイネージ等を設置しない。ただし、別に定める「(仮称)千代田区屋外広告物景観ガイドライン」に規定する手続きにより、同ガイドラインが定める基準に適合すると認められる場合には設置できるものとする。 ・ 旧美観地区（屋外広告物禁止除外区域を除く）、風致地区以外の地域でのデジタルサイネージ等の設置については、「(仮称)千代田区屋外広告物景観ガイドライン」に基づき、地域特性に応じて影響や効果を十分考慮するものとする。

10.2.4. 屋外広告物に対する光源の景観誘導方針

- 屋外広告物に設置する照明は、できる限り内照式とし、周辺の街並みとの調和に配慮します。なお、全面発光は避け、文字等の一部部分の発光に努めるようにします。

景観誘導方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避ける。

10.2.5. 特定屋内広告物の景観誘導方針

- 特定屋内広告物とは、建築物の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側に掲出された広告物のことを指し、条例で定義します。特定屋内広告物は、屋外広告物と同様に、常時又は一定期間継続して屋外の公衆に表示するものですが、屋外広告物法や東京都屋外広告物条例は適用されません。

このため、千代田区で特に景観誘導を図るべき「旧美観地区及び風致地区の屋外広告物禁止区域」において、特定屋内広告物を掲出する場合は、「千代田区景観まちづくり条例」に基づき、事前協議を実施します。

なお、東京都景観条例に基づく、大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準では、建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物は、建築物の窓面の内側から広告物及びこれに類するものは表示しないように決められています（10.2.2参照）。

景観誘導方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物における景観誘導方針（10.2.1～10.2.4）を踏まえた計画とする。

10.2.6. 屋外広告物に関する景観まちづくり協議

□ 以下に掲げる行為については、当該地区における目標や方針に基づき、景観まちづくり協議を行うものとします。

- ・美観地域重点地区、外濠重点地区、神田川・日本橋川重点地区（景観重点地区）に設置するもので、表示、設置、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更若しくは表示方法を変更するもの。
- ・上記以外の区域で設置し、一つの建築物に既存の広告物も合わせた表示面積が 10 m² 以上になるもので、表示、設置、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更若しくは表示方法を変更するもの。

■旧美観地区・景観重点地区位置図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30 都市基交著第 44 号

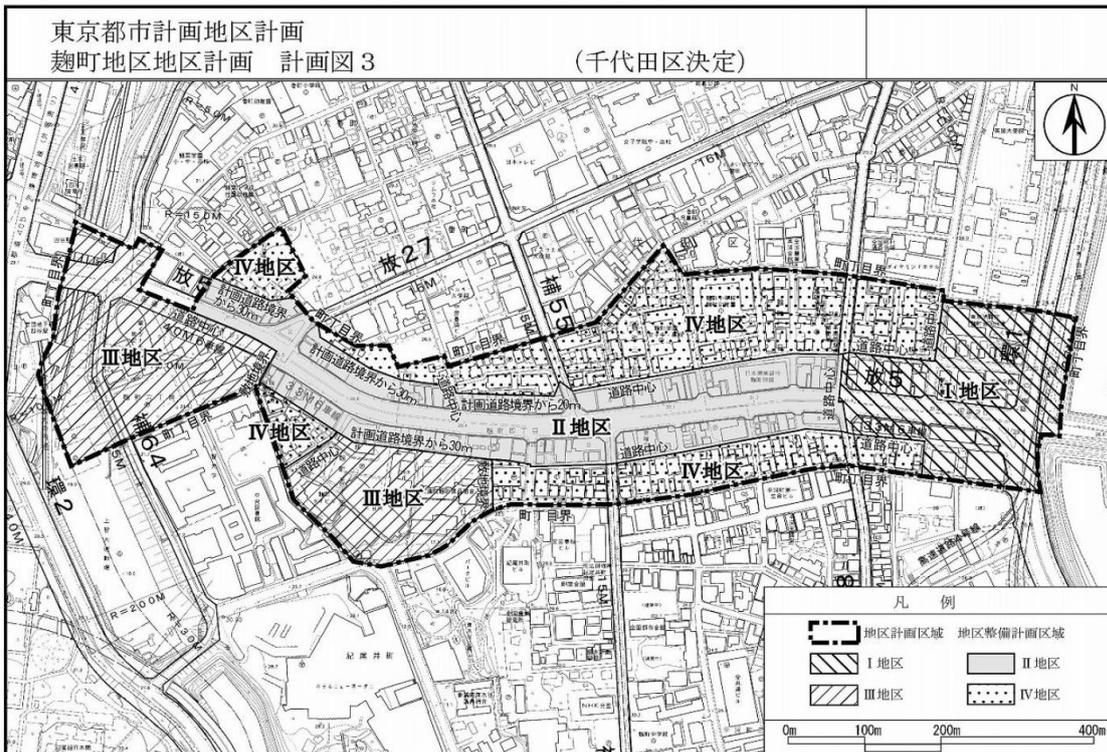
10.2.7. 地区計画区域内における基準

- 地区計画区域内においては、当該地区における目標や方針に基づき、屋外広告物の基準を定めることが可能です。
- 次の地区では、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加え、次表のとおり屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基準を定めています。

■地区計画で屋外広告物の表示及び掲出の設置に関する基準が定められている地区

麹町地区地区計画（その他の整備方針）

I 地区 (半蔵門側・旧美観地区)	II 地区 (麹町大通り沿道)	III 地区 (四谷駅・外濠・麹町大通り南の一部)	IV 地区 (前3地区以外の地区)
<p>屋外広告物の設置については、低層部を中心とした街のにぎわいに配慮しつつも、内濠や外濠の豊かな水や緑を意識し、落ち着いた街並みの形成を図るように誘導する。その上で、特性に応じて全体をI～IVの地区に区分し、地区ごとの整備方針を定める。</p>			
<p>麹町地区の東側で「旧美観地区」の区域であり、内濠の緑と水を活かした街並み景観の創出を図るため、広告物の表示又は掲出に関する基準を設ける。</p>	<p>麹町大通りを中心として、業務・商業施設をはじめとする既存のにぎわいを維持しながらも、隣接するI地区（内濠）及びIII地区（外濠など）に囲まれた地区として周辺との街並みの調和を目指し、工作物の表示又は掲出に関する基準を設ける。</p>	<p>JR 四谷駅周辺の外濠や、紀尾井町の風致地区の指定区域に隣接する地区であり、本地区についてもI地区と同様に、緑と水を活かした街並みの創出を図るため、広告物の表示又は掲出に関する基準を設ける。</p>	<p>前3地区以外の地区においては、屋外広告物の表示に関する基本事項に留意しつつ、街並みとの調和に配慮した広告物の表示又は掲出を行う地区とする。</p>
<p>室内より屋外に向けて表示又は掲出する広告物の設置についても、屋外広告物に関する基準と同様の配慮を行うこと。また、ディスプレイ、LED等による映像や広告等の表示又は掲出を行わないものとする。 なお、これらの方針に適合しない場合でも、公共的目的をもつものや、特にデザインに優れ、地域の景観形成に寄与すると区長が認めるものについては、これを適合しているものとみなす。</p>			



■ 麹町地区地区計画（屋外広告物に関する制限事項）

Ⅰ地区 （半蔵門側・旧美観地区）	Ⅱ地区 （麹町大通り沿道）	Ⅲ地区 （四谷駅・外濠・麹町大通り南の一部）
<p>1. 地区計画区域内での屋外広告物の表示に関する基本事項は以下のとおりとする。</p> <p>（1）屋外広告物は、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号、以下「条例」という。）に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物を含め、規模、位置又は色彩等のデザインが地区の良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。</p> <p>（2）内濠及び外濠周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる自然背景と建築物や並木など景観を構成する要素との調和に留意し、表示の位置や規模等について十分な配慮を行うこと。</p> <p>（3）大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について十分配慮する。</p> <p>（4）麹町大通りや日本テレビ通りなどの主要な幹線道路沿道においては、道路修景や地域のまちづくりに併せて風格ある景観形成を進めていく。</p>		
<p>（1）次に掲げる屋外広告物を表示又は掲出してはならない。</p> <p>① 条例第13条第1項第5号に定める自家用広告物（以下、「自家用広告物」という。）以外のもの</p> <p>② 表示面積の合計が10㎡を超えるもの</p> <p>③ 土地に直接設置するもので、地盤面から広告物の上端までの高さが10mを超えるもの</p> <p>（2）屋外広告物の表示又は掲出について、以下の行為を禁止する。</p> <p>① 屋上への表示・掲出</p> <p>② 光源の点滅</p> <p>③ 光源の赤色又は黄色の使用</p> <p>④ 露出した光源の使用</p>	<p>（1）次に掲げる屋外広告物を表示又は掲出してはならない。</p> <p>① 土地に直接設置するもので、地盤面から広告物の上端までの高さが10mを超えるもの</p> <p>② 表示面積が20㎡を超える広告板又は広告幕</p> <p>（2）屋外広告物の表示又は掲出について、以下の行為を禁止する。</p> <p>① 光源の点滅</p> <p>② 光源の赤色又は黄色の使用</p> <p>③ 露出した光源の使用</p>	<p>（1）次に掲げる屋外広告物を表示又は掲出してはならない。</p> <p>① 自家用広告物以外のもの</p> <p>② 表示面積の合計が20㎡（学校及び病院は50㎡）を超えるもの</p> <p>③ 土地に直接設置するもので、地盤面から広告物の上端までの高さが10mを超えるもの</p> <p>（2）屋外広告物の表示又は掲出について、以下の行為を禁止する。</p> <p>① 屋上への表示・掲出</p> <p>② 光源の点滅</p> <p>③ 光源の赤色又は黄色の使用</p> <p>④ 露出した光源の使用</p>
<p>（3）地盤面より高さ10mを超える部分に設置する屋外広告物について、一広告物の表示面積の1/3を超えて使用できる色彩は、次に掲げる色彩基準の中から使用すること。</p> <p>なお、色相、明度及び彩度などの色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた基準とする。</p> <p>《屋外広告物の色彩基準》</p> <p>① 色相が0.1R（赤）から10R（赤）において、彩度5以下の色彩</p> <p>② 色相が0.1YR（黄赤）から5Y（黄）において、彩度6以下の色彩</p> <p>③ 色相が5.1Y（黄）から10G（緑）において、彩度4以下の色彩</p> <p>④ 色相が0.1BG（青緑）から10B（青）において、彩度3以下の色彩</p> <p>⑤ 色相が0.1PB（紫青）から10RP（赤紫）において、彩度4以下の色彩</p>		

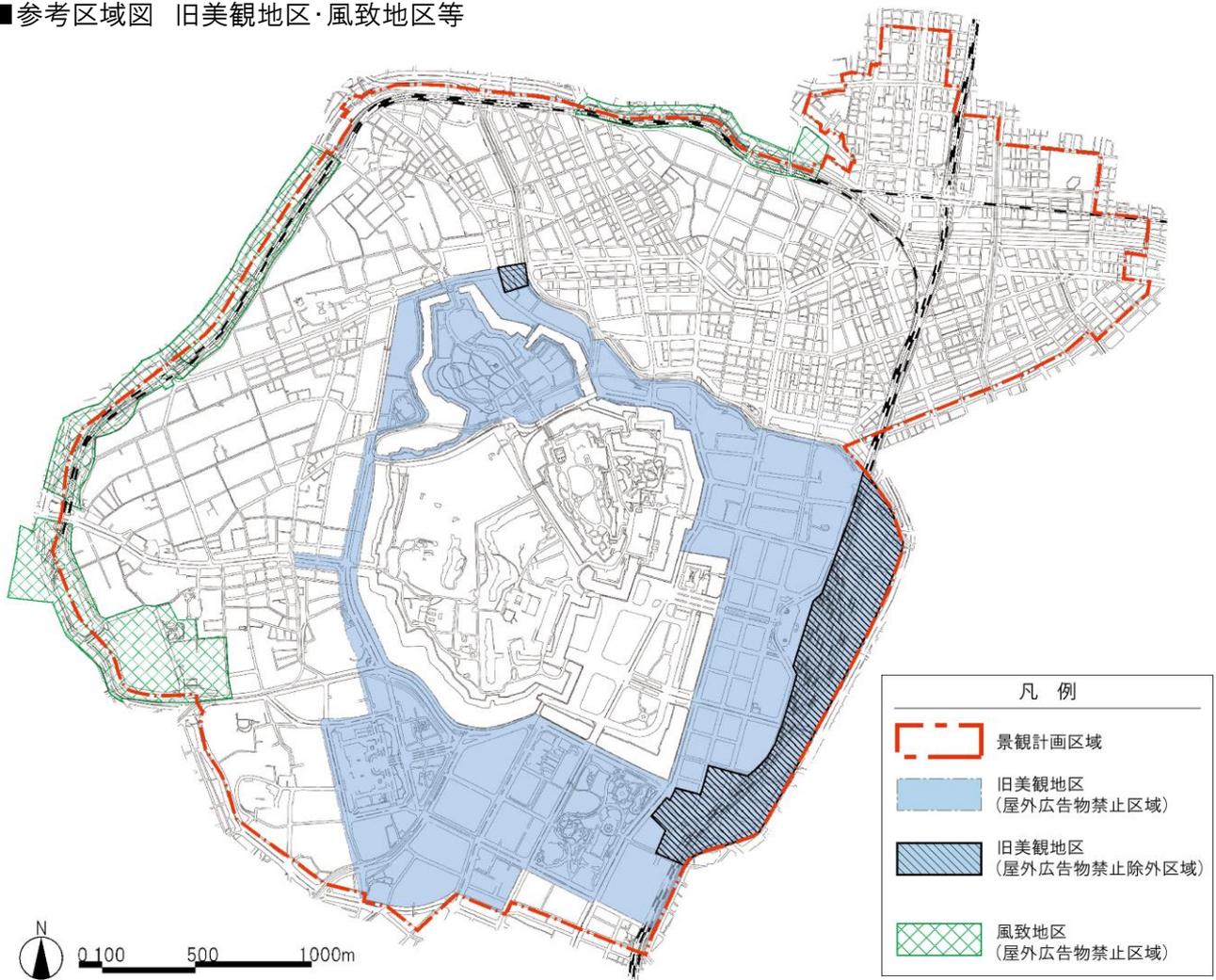
(出典：東京都市計画地区計画 麹町地区地区計画)

10.2.8. 旧美観地区・風致地区内における基準

- 千代田区内には、東京都屋外広告物条例により、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置を禁止する必要がある地域や場所（禁止区域）として、旧美観地区と風致地区が指定されています。
- これら禁止区域では、自家用屋外広告物に限り、下表に定める基準に従い、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置をすることができます。

名称	禁止されている事項	合計面積の限度
旧美観地区	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上への取付け ○光源の点滅 ○赤色光の使用 ○露出したネオン管の使用 	○20㎡以下 但し、学校、病院は50㎡以下 （事業・営業内容を含めることはできません）
風致地区	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上への取付け ○壁面からの突出 ○ネオン管の使用 	

■参考区域図 旧美観地区・風致地区等



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 （承認番号）30 都市基交著第44号

※旧美観地区とは、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）第1条の規定による改正前の都市計画法第8条第1項第6号の規定により定められた美観地区のこと。